

投資主各位

証券コード 8975

2022年7月8日

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

いちごオフィスリート投資法人

執行役員 高塚 義弘

## 第13回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患された方々およびご関係者の皆様、また、感染症の拡大により影響を受けている皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈りいたします。

さて、本投資法人の第13回投資主総会を下記のとおり開催いたします。

会場におきましては、新型コロナウイルス感染防止への対策を尽くしますが、書面により議決権を行使することも可能でございます。その場合には、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2022年7月29日（金曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第15条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資法人現行規約同条第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約第15条）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、(i) 以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通

知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
  - (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
  - (3) 解散
  - (4) 投資口の併合
  - (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
  - (6) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

敬具

#### 記

1. 日 時：2022年7月30日（土曜日）午前10時
2. 場 所：東京都港区新橋一丁目2番6号  
第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラ  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

#### 3. 投資主総会の目的である事項：

##### 決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：監督役員2名選任の件
- 第4号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社であるいちご投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.ichigo-office.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

## 新型コロナウイルス感染防止対応について

本投資主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について、以下のとおり、ご案内申し上げます。

- ・本投資主総会の議決権は、議決権行使書によって行使することができます。投資主の皆様ご自身の安全の観点から、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書により議決権を行使することをご検討ください。
- ・特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は本投資主総会へのご出席をお控えいただくことを推奨いたします。
- ・ご出席の際は、マスク着用やアルコール消毒液による手指消毒等、感染拡大防止にご配慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・体調ご不良と見受けられる方につきましては、ご入場をご遠慮いただくようお願いする場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・接触リスク低減のため、ご来場時のお土産の配布やお見送りににつきましては中止とさせていただきます。

今後の状況の変化によっては、上記内容の更新や「運用状況報告会」の中止に関するお知らせを本投資法人のホームページ（<https://www.ichigo-office.co.jp/>）に掲載する場合がございますので、あわせてご確認のほどお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」および企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定または改正された会計基準、適用指針を含みます。）の改正により、有価証券およびデリバティブ取引に係る権利の資産評価の方法が変更になったことに伴い、関連する規定を変更するものです（第34条第1項第(6)号および第(8)号関連）。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
第34条（資産評価の方法、基準及び基準日） 1. （記載省略） (1) ～(5) （記載省略） (6) 第31条第4項第4号に定める有価証券 <u>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いる。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。</u> (7) （記載省略）	第34条（資産評価の方法、基準及び基準日） 1. （現行のとおり） (1) ～(5) （現行のとおり） (6) 第31条第4項第4号に定める有価証券 <u>満期保有目的の債券に分類される場合には取得原価により評価し、その他有価証券に分類される場合には時価により評価する。但し、市場価格のない株式等は、取得原価により評価する。</u> (7) （現行のとおり）

現 行 規 約	変 更 案
<p>(8) 第31条第4項第7号に定めるデリバティブ取引に係る権利</p> <p>① <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u>  <u>当該金融商品取引所の最終価格(終値。終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u></p> <p>② <u>金融商品取引所の相場がないデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u>  <u>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</u></p> <p>③ 本号①②にかかわらず、金融商品に関する会計基準その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、<u>さらに金融商品に関する会計基準により特例処理の要件を充足するものについては、特例処理を適用することができるものとする。</u></p>	<p>(8) 第31条第4項第7号に定めるデリバティブ取引に係る権利</p> <p>① デリバティブ取引により生じる債権及び債務</p> <p><u>デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は時価により評価する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>② 本号①にかかわらず、金融商品に関する会計基準その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、<u>更に金融商品に関する会計基準及び実務指針により金利スワップ特例処理の要件を満たす取引については、特例処理を適用することができるものとする。</u></p>
<p>(9) ～(10) (記載省略)</p>	<p>(9) ～(10) (現行のとおり)</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である高塚義弘は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第3項に基づき、選任後本投資法人現行規約第9条第2項に基づき招集する投資主総会終結の時までとします。

なお、本議案は、2022年6月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職	
ふく なが たか あき 福 永 隆 明 (1972年10月29日)	1998年10月	センチュリー監査法人 (現有限責任あずさ監査法人)
	2004年10月	福永公認会計士事務所 代表 (現任)
	2005年10月	グローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式会社 代表取締役 (現任)
	2010年9月	本投資法人 監督役員 (現任)
	2011年1月	グリーンオーク・インベストメント・マネジメント株式会社 (現ベントール・グリーンオーク株式会社) 社外監査役 (現任)
	2014年10月	チケットガード少額短期保険株式会社 (現AWPチケットガード少額短期保険株式会社) 社外監査役 (現任)
	2015年12月 2017年3月	PP Japan株式会社 監査役 (現任) GMOドメインレジストリ株式会社 監査役 (現任)

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有していません。
2. 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保

険契約の保険料（投資主代表訴訟特約を含む）は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者になる予定です。



### 第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員である福永隆明および寺田昌弘は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第3項に基づき、選任後本投資法人現行規約第9条第2項に基づき招集する投資主総会終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職	
1	寺田昌弘 (1968年5月7日)	1996年4月 1998年5月 2000年5月 2002年8月 2003年9月 2004年8月 2006年1月 2011年10月 2022年2月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社） 社内弁護士 モルガン・スタンレー証券会社（現モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社） 社内弁護士 デューク大学ロースクール（米国ノースカロライナ州）留学 ニクソン・ピーボディ法律事務所（米国ニューヨーク州） 客員弁護士 シティニューワ法律事務所 同事務所 パートナー（現任） 本投資法人 監督役員（現任） 株式会社新生銀行 社外取締役（現任）
2	市場典子 (1971年5月15日)	1992年10月 1997年7月 1999年8月 2000年5月 2002年11月 2008年8月 2008年10月 2021年6月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 加藤忠男税理士事務所 太陽監査法人（現太陽有限責任監査法人） 公認会計士登録 市場公認会計士事務所 代表（現任） 税理士登録 税理士法人アプライズ 代表（現任） 大豊建設株式会社 社外監査役（現任）

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記監督役員候補者寺田昌弘は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。



4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保険契約の保険料（投資主代表訴訟特約を含む）は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記監督役員候補者寺田昌弘は、現在、本投資法人の監督役員として当該保険契約の被保険者になっており、選任が承認された場合は引き続き当該保険契約の被保険者になる予定です。上記監督役員候補者市場典子も、選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者になる予定です。

#### 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案は、2022年6月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職	
ちば けいすけ 千葉 恵介 (1979年9月10日)	2006年10月	弁護士登録（東京弁護士会） 渥美総合法律事務所（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）
	2010年1月	三井物産株式会社法務部出向
	2014年9月	弁護士法人ほくと総合法律事務所
	2016年5月	同事務所 パートナー（現任）
	2019年12月	株式会社省電舎ホールディングス（現株式会社SDSホールディングス）取締役 株式会社省電舎 取締役

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保険契約の保険料（投資主代表訴訟特約を含む）は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者になる予定です。

### 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職	
きた なが ひさ 北 永 久 (1984年4月15日)	2012年12月	弁護士登録(東京弁護士会)
	2013年1月	弁護士法人御堂筋法律事務所東京事務所
	2015年4月	弁護士法人パートナーズ法律事務所
	2018年1月	永久法律事務所 代表
	2020年1月	虎ノ門第一法律事務所 パートナー(現任)

1. 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保険契約の保険料(投資主代表訴訟特約を含む)は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者になる予定です。

## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項および本投資法人現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資法人現行規約同条第3項の定めに従い、同項各号に定める議案について、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については同条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておらず、また、本投資法人現行規約第15条第3項が適用される第2号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、2022年6月14日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。

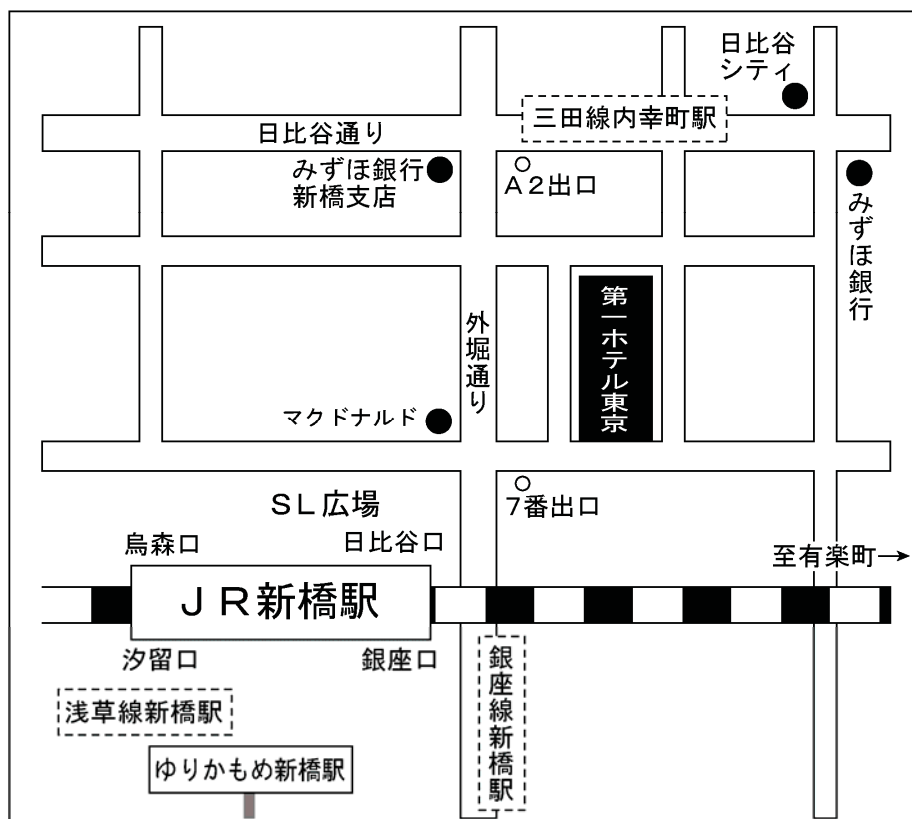
以上

# 投資主総会会場ご案内図

会 場：第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラ

東京都港区新橋一丁目2番6号

TEL 03-3501-4411 (代表)



- JR線・東京メトロ銀座線 新橋駅より徒歩2分
- 都営地下鉄浅草線 新橋駅より徒歩5分
- 都営地下鉄三田線 内幸町駅より徒歩3分